

事務連絡
令和2年12月28日

(公財) 日本動物愛護協会 御中
(公社) 日本動物福祉協会 御中
(公社) 日本愛玩動物協会 御中
(公社) 日本獣医師会 御中
(一社) 日本動物看護職協会 御中
(一社) 全国ペット協会 御中
(公社) 日本動物園水族館協会 御中
(公社) 日本動物病院協会 御中
(一社) 日本ペット用品工業会 御中
(一社) ペットフード協会 御中

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室長

野鳥での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う動物園等における
高病原性鳥インフルエンザへの対応の徹底について

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国内における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）の確認を受け、11月5日に「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づく野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルが「対応レベル3」に引き上げられているところですが、12月25日時点では全国17道県において家きん32件、野鳥23件の発生が確認されており、急激な拡大傾向が続いております。また、国外では動物園等でも感染が確認されており、野生鳥類からのみならず、人や動物と飼養鳥との接触が感染経路になりうると考えられておりますところ、国内の鳥類展示施設や飼養者等においては特に、飼養鳥に対する感染防止対策を十二分に行うことが必要です。

つきましては、「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」（以下「対応指針」）に基づく、早期発見やウイルスの拡散防止・防疫措置等の徹底について、下記の各主体における役割及び対応を中心に、貴下会員に対して周知下さいますようお願いいたします。

また、高病原性鳥インフルエンザの発生にかかる状況の変化等がみられた場合には、速やかに当方までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1. 展示施設

【全国での野鳥監視体制対応レベル3における対応】

(1) 飼養鳥の取扱い

- ・飼養鳥の施設内外の移動は必要最小限とし、放し飼い展示は原則として中止。
- ・可能な場合には、屋外の池等の飼養鳥を收容し、池の水を抜くことも検討。
- ・希少種等については、避難的な隔離を行うことも検討。

(2) 観覧者等への対応

- ・施設の出入口における靴底の消毒の徹底。
- ・飼養鳥と観覧者との間に十分な距離を確保。
- ・観覧者の飼養鳥とのふれあい、野鳥を誘引するおそれのある餌やりの中止。
- ・納入業者等における、敷地出入口での車両タイヤの消毒、施設出入口での靴底の消毒、不要不急の来訪の抑制等。

(3) その他

- ・肉食哺乳類への感染防止のため、餌として家きん等を使用することは周辺の状況を見て是非を判断。また、納入業者に防疫を徹底するよう依頼。
- ・傷病野鳥の施設内への受入れの原則中止。受入れを行う場合は、隔離を確保するとともに簡易検査等を実施。

【高病原性鳥インフルエンザへの感染が疑われる場合の対応】

- ・担当獣医師等により簡易検査を行う。
- ※簡易検査の結果を受けた対応については、対応指針を参照のこと。

2. その他の多数の鳥類を飼養している施設等

1. に準じて適切な対応を行うこと。

3. 個人飼養者等

- ・1. を参考として、飼養鳥の感染防止に留意。異常が見られた場合は、かかりつけの獣医師に相談し、検査等の対応を行う。ただし、通常室内で飼養している鳥類の感染リスクは低いと考えられるため、冷静な対応に努める。
- ・獣医師による診断で感染の疑いがある場合は、自治体動物愛護管理主管課に連絡し対応について指導を受ける。

【別添参考資料】

- 平成 29 年 11 月 9 日改訂「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」
- 「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」について（令和 2 年度動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応に係る講習会用資料：令和 2 年 12 月更新）
- 今シーズンの国内での高病原性鳥インフルエンザ発生状況（12 月 25 日時点）
- 国内の動物園等における高病原性鳥インフルエンザ発生事例

【参考】

- 環境省「高病原性鳥インフルエンザに関する情報」（主に野鳥に関する情報）
<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/>
- 農林水産省「鳥インフルエンザに関する情報」
<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/>
- 今年度の海外での飼養鳥における感染確認例
（国際獣疫事務局(OIE)への報告例。リンク先は英文）
 - ・イスラエル、エルサレムでの、動物園の池に来ていた野鳥からの感染確認、対応事例（10 月 14 日報告）
<https://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?page_refer=MapFullEventReport&reportid=36138>
 - ・イスラエル、テルアビブでの、動物園でのコクチョウにおける感染確認事例（10 月 26 日報告）
<https://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?page_refer=MapFullEventReport&reportid=36285>
 - ・フランス、オート＝コルス県での、多種類の鳥類を飼養しているペットショップでの発生、対応事例（11 月 16 日報告）
<https://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?page_refer=MapFullEventReport&reportid=36597>

環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室
電話：03-3581-3351 FAX：03-3508-9278
担当：田口（内線 6654）、友野（内線 7412）
直通：03-5521-8331
緊急連絡先：080-2255-3178